

令和8年4月8日
島根県薬事衛生課
担当：飯塚、松林
TEL：0852-22-6530、5837

インフルエンザ流行警報の解除について

インフルエンザの流行状況については、県内の発生状況を把握するため、感染症発生動向調査に基づき定点医療機関から、毎週患者数の報告を受けています。

令和7年11月26日に「インフルエンザ流行警報」を発表したところですが、令和8年第14週（3月30日～4月5日分）の定点当たりの報告数が5.05人となり、流行警報終息基準値の10未満となりました。

このため、本日（4月8日）、「インフルエンザ流行警報」を解除します。

昨シーズンは第4週で流行警報終息基準値の10未満となりましたので、今シーズンは10週遅い警報解除となります。

現在もインフルエンザ流行期（定点当たり1.0人以上）にあり、今後再び流行する可能性もありますので、引き続き、地域の流行情報に注意するとともに、一人一人が、手洗いや、咳エチケットの励行などにより、感染予防と拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

【県民の皆様へ】個人でできる感染対策をしっかりと行ってください。

- ◎ 基本的な感染対策を続けましょう
 - こまめな手洗い・手指消毒
 - 休養・栄養・水分補給
 - 場面に応じたマスクの着用
 - こまめな換気
- ◎ 発熱などの体調不良がある方は、かかりつけ医等の医療機関に早めに相談しましょう。
- ◎ 発熱や風邪症状などの症状がある場合は、無理せず自宅で安静に過ごし、周囲にうつさない配慮をお願いします。
- ◎ 医療機関を受診する場合は、事前に医療機関へ連絡し、指示を受けましょう。

（発生状況については、次ページを参照してください。）

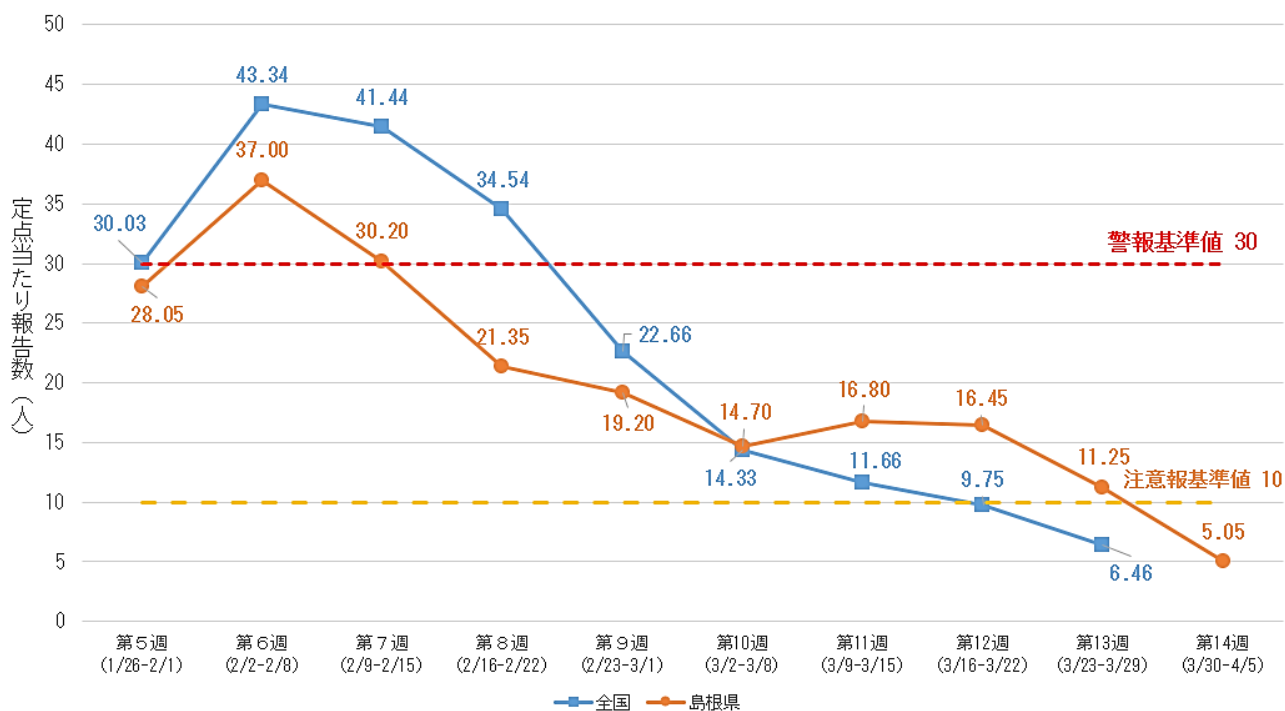
【感染症発生動向調査 インフルエンザ報告数】

○定点あたりの患者報告数 <保健所管内別の発生状況>

保健所	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	計
定点医療機関数	6	2	4	2	2	2	2	20
第12週 (3/16~3/22)	19.50	4.50	9.75	29.00	40.00	4.50	8.50	16.45
第13週 (3/23~3/29)	9.50	4.00	4.50	15.00	42.50	3.00	10.50	11.25
第14週 (3/30~4/5)	3.00	3.00	3.50	5.00	15.00	2.50	9.00	5.05

(定点あたり報告数 = 1週間に定点医療機関を受診した患者数 / 定点医療機関数)

○定点あたりの患者報告数の推移 <全国・島根県>



(参考)

○流行情報の詳細は島根県感染症情報センターのホームページをご覧ください。

<https://pref.shimane.didss.dsvc.jp/>

